



はじめて学ぶ スポーツと法

編集 新井喜代加
武田丈太郎

Sports and law

著者一覧

編者

あらい きよか
新井喜代加／松本大学

ただじょうたろう
武田丈太郎／北海道教育大学

執筆者（掲載順）

- ひらつかたくや
平塚卓也／関西福祉大学……………第1章
- いとう
伊藤リナ／中央学院大学（非常勤講師）……………第2章
- 武田丈太郎／前出……………第3章
- 新井喜代加／前出……………第4章
- なかみちりお
中道莉央／びわこ成蹊スポーツ大学……………第5章
- むらもとそうたろう
村本宗太郎／常葉大学……………第6章
- もり こうじ
森 康司／久留米大学（非常勤講師）……………第7章
- すずき こ
鈴木モモ子／東京女子体育大学（非常勤講師）……………第8章
- たなむらひでゆき
棚村英行／東洋大学……………第9章
- おきむら たかのり
沖村多賀典／名古屋学院大学……………第10章
- の であよしひろ
野寺巧寛／金沢学院大学……………第11章
- たかおかひで き
高岡英氣／敬愛大学……………第12章
- やつか てつ
谷塚 哲／東洋大学……………第13章

はじめに

中東カタールで開催されたサッカーワールドカップでの日本代表チームの活躍は、記憶に新しい。オリンピックや世界大会での日本代表選手の活躍に注目が集まる一方で、不正経理といったスポーツ団体の組織的な問題やスポーツ活動での指導者の暴力・ハラスメントの問題など、不祥事が後を絶たない。「光」が当たるほど「影」が大きくなるスポーツ界。今後の発展には、一般社会と同様に、法やルールによって秩序が保たれる必要がある。

スポーツ界がさまざまな問題・課題を抱えているからこそ、スポーツを学ぶ学生には、社会におけるスポーツと法のかかわりについて知識を深めてもらいたいと考えていた。そんな折、株式会社みらいよりテキスト執筆のお誘いをいただき、健康・スポーツ系学部の学生向けのテキストを作成する運びになった。

本書は、法学を専門としない初学者を主な対象としている。そのため、法学の体系を重視せずに、スポーツ界における身近な話題を解説するように構成されている。また、できるだけ平易な表現を用いるように留意し、学びのポイントを明確にして章ごとに確認問題を設けた。本書を通じてスポーツと法のかかわりを理解し、スポーツの実践や指導に活かしていただければ嬉しい限りである。

最後に、本書は株式会社みらいのご厚意により刊行の運びになったことを、この場を借りてお礼を申し上げます。企画の段階から完成まで根気強くお力添えいただき、励ましの言葉をかけてくださった企画部の小川眞貴子様をはじめ、株式会社みらいの皆様には大変お世話になりました。執筆者一同を代表して改めて感謝申し上げます。

2023年1月

編者を代表して 武田丈太郎

もくじ

はじめに

第1章 スポーツ振興と法

1	スポーツ振興とスポーツ権	12
1	スポーツと法の制定.....	12
2	スポーツ権の内容.....	12
3	スポーツ基本法におけるスポーツ権.....	14
4	国際的な憲章におけるスポーツ権.....	15
2	スポーツ振興に関する基本法	15
1	スポーツ振興法.....	15
2	スポーツ基本法.....	17
3	スポーツ振興に関するその他の法律	19
1	文部科学省設置法.....	19
2	独立行政法人日本スポーツ振興センター法.....	21
3	スポーツ振興投票の実施等に関する法律.....	21
column	スポーツの価値をめぐって.....	24

第2章 スポーツ団体と法

1	スポーツ団体の法的性格	26
1	スポーツ団体とは.....	26
2	法人の意味と種類.....	26
3	公益法人等の法的位置づけ.....	27
4	スポーツ団体に関する法律.....	29
2	スポーツ団体の役割	30
1	スポーツ団体の目的と事業.....	30
2	スポーツ団体と競技者の関係.....	31
3	団体自治の原則.....	31
3	スポーツ団体に関する仲裁事例	32
1	選手選考.....	32
2	懲戒処分.....	34

4	スポーツ団体のグッドガバナンスに向けて	35
1	スポーツ団体ガバナンスコード.....	35
2	スポーツ団体の今後のあり方.....	37
column	「スポーツ団体ガバナンスコード」に関心をもとう.....	40

第3章 地域のスポーツ環境と法

1	地域スポーツを支える法	42
1	スポーツ基本法における各種の規定.....	42
2	地域スポーツと地方自治法.....	43
3	地域スポーツとスポーツ条例.....	43
2	地域スポーツを支える組織と人材	44
1	スポーツ担当部署の根拠法.....	44
2	教育委員会中心型と首長部局中心型.....	45
3	首長部局中心型の現状.....	46
4	地域スポーツを支える担当職員.....	47
5	地域スポーツを支えるスポーツ推進委員.....	48
3	地域スポーツと行政計画	48
1	総合計画と総合戦略.....	48
2	地方スポーツ推進計画.....	49
4	地域スポーツと施設	50
1	スポーツ施設の種類.....	50
2	学校体育・スポーツ施設と学校開放事業.....	50
3	公共スポーツ施設と管理方法.....	51
4	プロ野球における球場の運営管理方法.....	52
column	これからの地域スポーツ.....	54

第4章 スポーツにおけるジェンダー平等

1	スポーツにおけるジェンダー平等を目指して	56
1	スポーツにおけるジェンダー平等実現の意義.....	56
2	ジェンダー平等を阻むもの——ジェンダー・バイアス.....	56
3	スポーツとジェンダー・バイアス.....	57
2	スポーツにおけるリーダーの女性比率	58
1	リーダーの女性比率の把握の有効性.....	58
2	スポーツ団体における指導者・役員の女性比率.....	59

3	スポーツにおけるジェンダー平等の実現を目指す法整備	60
1	国際社会における法整備.....	60
2	日本における法整備.....	62
3	アメリカにおける法整備——タイトルナイン.....	64
4	スポーツにおけるジェンダー平等推進の課題	66
1	ジェンダー・バイアス研修の実施.....	66
2	スポーツ団体がバナンスコード遵守の徹底.....	66
3	女性人材の育成.....	67
column	性別確認検査とは.....	70

第5章 障害者スポーツと法

1	障害者のスポーツ権を保障する法律	72
1	リハビリテーションから競技スポーツへ.....	72
2	「社会モデル」にもとづく障害者関連法.....	73
2	「合理的配慮」とツールドーピングをめぐる問題	76
1	パラリンピックにおける合理的配慮とその先.....	76
2	公正な競争とは.....	78
3	社会モデル型スポーツがひらく可能性	80
1	ハンドサッカーに学ぶ互恵的關係.....	80
2	ルールの変更がもたらす新たな魅力.....	81
3	対話にもとづく人間理解.....	82
column	「障害者差別解消法」の当事者とは誰か.....	86

第6章 スポーツにおける体罰と暴力

1	スポーツにおける暴力	88
1	日本のスポーツにおける体罰・暴力.....	88
2	スポーツ中の体罰と繰り返された生徒の自死.....	89
3	スポーツ界の対応と現在.....	89
2	体罰・暴力の法的扱い	91
1	体罰とは.....	91
2	学校教育法との関連.....	91
3	刑事責任.....	94
4	民事責任・行政責任.....	95
5	スポーツ基本法上の扱い.....	96

3	今後のスポーツにおける暴力への視点	96
1	指導の一環として受け容れられる体罰・暴力	96
2	スポーツにおける体罰・暴力に対する対応	98
3	暴力を容認しないスポーツ環境のために	98
column	「愛のムチ」は「哀の無知」？	101

第7章 スポーツにおけるハラスメント

1	さまざまなハラスメント	103
1	ハラスメントとはなにか	103
2	スポーツにおけるパワーハラスメント	103
3	スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント	105
4	スポーツにおけるジェンダー・ハラスメント	106
2	スポーツにおけるハラスメントに関する法律	107
1	公法とハラスメント	107
2	民法とハラスメント	108
3	刑法とハラスメント	108
3	スポーツにおけるハラスメントの構造的要因	109
1	縦社会	109
2	指導者の裁量の大きさ	111
3	閉鎖性	112
4	男性中心社会	113
column	望ましい指導者像とは	116

第8章 学校スポーツと法

1	体育・スポーツ部活動とはなにか	118
1	学校における体育・スポーツ部活動の意義	118
2	学校保健安全法の解釈	119
2	事故が減らない原因とは	119
1	体育・スポーツ部活動中の事故実態	119
2	体育・スポーツ部活動での事故事例	122
3	体育・スポーツ指導のリスクマネジメント	126
1	注意義務違反について考えよう	126
2	安全配慮義務について考えよう	127
column	裁判例から学ぶ安全管理——言葉がけや対応はどうしているだろうか	130

第9章 スポーツ事故とリスクマネジメント

1	スポーツ事故とリスクマネジメント	132
1	1 スポーツ事故	132
2	2 リスクマネジメントの実践	133
3	3 スポーツ事故補償制度	135
2	スポーツ事故の法的責任	136
1	1 スポーツ事故におけるさまざまな責任	136
2	2 スポーツ参加者の法的責任と裁判例の紹介	141
	column 免責同意と法的責任	145

第10章 オリンピックと法

1	オリンピックの歴史とオリンピック憲章の制定	147
1	1 古代オリンピック	147
2	2 近代オリンピックとオリンピック憲章	147
2	オリンピック憲章はなにを定めているか	148
1	1 全体の構成	148
2	2 オリンピズムの根本原則	149
3	3 本論の特徴	150
3	オリンピックをめぐる政治的な問題と法	152
1	1 国威宣揚	152
2	2 ボイコット	152
3	3 テロ	153
4	4 選手による政治的アピール	153
4	オリンピックをめぐる経済的な問題と法	154
1	1 ルール・競技時間の変更	154
2	2 スポンサーとの関係	154
3	3 試合における不正	155
5	オリンピックをめぐるスポーツ界の問題と法	155
1	1 選手選考の問題	155
2	2 ドーピング	156
3	3 IOCの腐敗	156
4	4 環境問題	157
6	今後のオリンピックのゆくえ	157
1	1 IOCによるオリンピック改革	157
2	2 法という視点から見たオリンピックの現在と未来	158

column	2020年東京大会延期問題から法を考える	160
--------	----------------------	-----

第11章 アンチ・ドーピングと法

1	ドーピングとはなにか	162
1	ドーピングという特別なルール違反	162
2	ドーピングとはどのような行為か	162
3	厳密な意味でのドーピング	165
4	WADCと厳格責任の原則	166
2	ドーピングはどのようにして取り締まられているか	168
1	ドーピング規制の協力関係	168
2	WADCおよび国際基準	170
3	各国のアンチ・ドーピング法	170
1	日本のアンチ・ドーピング法	170
2	ドイツのアンチ・ドーピング法	171
3	フランスのアンチ・ドーピング法	171
column	ドーピングしているのは誰か	174

第12章 プロスポーツの法的問題

1	プロ野球選手の法的身分	176
1	労働者か事業者か	176
2	労働組合としての選手会	177
3	野球協約と労働協約	179
2	プロ野球における諸制度と法的問題	180
1	契約・入団に関する制度	180
2	移籍に関する制度	182
3	代理人制度	185
4	Jリーグとの比較	186
column	ギャンプルなのに合法？ 公営競技の法的枠組み	189

第13章 スポーツビジネスと法

1	スポーツビジネスの発展	191
1	国際的なスポーツイベントの商業化	191
2	欧米のプロスポーツ	191
3	日本のプロスポーツ	192
4	スポーツビジネスに対する期待	192

2	スポーツで「稼ぐ」ということ	193
1	教育としてのスポーツ	193
2	スポーツで稼ぐこととは	193
3	スポーツビジネスと権利	195
1	スポーツビジネスにおけるさまざまな権利	195
2	契約とは	196
3	スポーツ団体の法人化	197
4	新しいスポーツビジネスの創造・拡大	198
1	スポーツ×旅行（スポーツツーリズム）	198
2	eスポーツ	199
3	今後のスポーツビジネスと法	201
5	スポーツビジネスと法	202
1	スポーツビジネスの可能性	202
2	コンプライアンスの重要性	202
column	スポーツ団体の努力、スポーツ・インテグリティ	205

学びの確認（解答） 207

索引 211

スポーツ振興と法



なぜこの章を学ぶのですか？

スポーツ活動をする環境は、どのようにして成り立っているのでしょうか。スポーツ活動の規模が大きくなるほど、スポーツを行う環境は、行政によるスポーツ振興との関係を抜きには成り立ちません。その構造を理解することが重要です。



第1章の学びのポイントはなんですか？

現代において、スポーツに関して法を制定し、振興しようとすることは、スポーツ権を保障し、実現しようとすることです。本章では、スポーツ権とはなにか。また、スポーツ振興に関連してどのような法があるかを理解します。



考えてみよう

1

スポーツに対して、税金が投入されている事例にはどのようなものがあるか考えてみよう。

2

日本国憲法における人権にはどのようなものがあったかを思い出し、スポーツとの関係について考えてみよう。

1

スポーツ振興とスポーツ権

時代とともにスポーツは権利として提唱されるようになった。国際的には1970年代にヨーロッパ評議会やユネスコの憲章において、スポーツの権利性が示された。日本においては、2011(平成23)年に制定されたスポーツ基本法においてスポーツに関する権利が明記された。

1 スポーツと法の制定

現在、スポーツ振興に関連して、スポーツ基本法などの法が制定されている。しかし、そもそも、なぜ法が制定されるのだろうか。それは、法を制定することによって、ある対象について促進したり、規制したりするという効果を生み出すためである。

たとえば、自然環境保全法は、その名称のとおり、自然環境保全を促進するものであるとともに^{*1}、罰則規定によって自然環境保全に反する行為を規制している。自然環境保全法が制定された背景には、私たちにとって自然環境の保全が重要であるという社会的な合意の存在があり、また、この社会的な合意をさらに促そうとする意図がある。ほかにも例をあげれば、国公立学校における義務教育は、日本国憲法26条2項^{*2}、教育基本法5条4項^{*3}、学校教育法6条^{*4}にもとづき無償(授業料不徴収)とされている。これらは、教育を受けることが重要であるという社会的な価値のあらわれである。別の言い方をすれば、日本国憲法26条1項^{*5}に規定する「教育を受ける権利」を法によって実現しようとするものである。

このような例をあげていけばきりがないが、法を制定するということは、ある対象について促進したり、規制したり、その他なんらかの効果を発揮させることによって権利を保障したり、実現したりしようとするものであるといえよう。したがって、スポーツに関する法を制定するということは、スポーツに関する権利(以下、「**スポーツ権**」という)を保障したり、実現したりしようすることを意味している。

2 スポーツ権の内容

では、スポーツ権とはどのような権利であろうか。日本国憲法は、スポーツ権について明確に規定していないが、それはスポーツ権を否定しているも

*1 自然環境保全法1条

「この法律は、(中略)自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、(中略)現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」

*2 憲法26条2項については、本章の注11(p.14)を参照。

*3 教育基本法5条4項

「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」

*4 学校教育法6条

「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。」

*5 憲法26条1項については、本章の注11(p.14)を参照。

のではない。スポーツ法の研究者は、憲法解釈によってスポーツ権の内容を考察してきた。ここでは、日本における主な学説をもとにスポーツ権の内容を概説する。

(1) 幸福追求権的スポーツ権説

これは、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する憲法13条^{*6}の対象領域にスポーツを含める解釈である。スポーツは、遊戯性や競争性を有する身体運動であるとともに、人が自己実現のために行う活動でもあり、人の人格的な発達に貢献することは今日ではよく理解されている。ゆえに、スポーツは、人の人格的な生存にとって不可欠なものであるとして、憲法13条の保障する幸福追求権の対象に含まれると解釈される。

ただし、幸福追求権は、基本的には国の不作為^{*7}を求める自由権^{*8}としての性格があり、国の作為を求める社会権^{*9}としての側面をとらえるには包括的で抽象的であるという限界があるため、そこから具体的な権利内容を確定することが難しい。つまり、幸福追求権としてのスポーツ権は、スポーツ活動の自由を保障しているものと解せられる。

(2) 生存権的スポーツ権説

これは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する憲法25条^{*10}の対象領域にスポーツを含める解釈である。スポーツによって健康が維持・増進されることや、スポーツが文化に含まれることは、今日では一般的に理解されている。ゆえに、スポーツは、人が健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものであるとして、憲法25条の保障する生存権の対象に含まれると解釈される。

生存権の基本的性格は社会権であるため、国の積極的な作為を求め、条件整備を要求することができる。つまり、理論的には、生存権としてのスポーツ権を根拠として、スポーツ活動のための条件整備を国に対して求めることが可能である。しかし、現実的には立法によって、スポーツ権の社会権的な側面を具体的な権利として規定しなければ、国に対する請求を実現することは難しい。

(3) 成長発達権的スポーツ権説

これは、「教育を受ける権利」を保障する憲法26条^{*11}の対象領域にスポーツを含める解釈である。スポーツが人の心身の健全な発達に寄与することは広く知られている。ゆえに、スポーツは、人の成長発達に不可欠なものであるとして、憲法26条の保障する成長発達権の対象に含まれると解釈される。

*6 憲法13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうえで、最大の尊重を必要とする。」

*7 作為・不作為

作為とは、「物を引き渡すとか、住居に侵入するとか、競争するなどのような人の積極的挙動（すること）」をいう。不作為とは、「騒音を出さないとか、住居に侵入しないとか、競争しないなどのような人の消極的挙動（しないこと）」をいう¹⁾。

*8 自由権

自由権とは、「国家権力の介入・干渉を排除して各人の自由を確保する権利」である²⁾。

*9 社会権

社会権とは、「個人の生存、生活の維持・発展に必要な諸条件の確保を、国家に要求する国民の権利」である³⁾。

*10 憲法25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

***11 憲法 26 条**

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

***12 スポーツ基本法 2 条について、詳しくは、表1-2 (p.18) を参照。**

***13 新しい人権**

新しい人権とは、憲法 14 条以下における詳細な人権規定には明記されていないが、社会の変化に伴い、人権として保護すべきと考えられるようになった法的利益のことである。たとえば、環境権やプライバシーの権利、知る権利などがある。

ただし、成長発達権は、憲法 25 条を具体化するものとして、「教育を受ける権利」について定めたものである。そのため、教育の範疇^{はんちゆう}に含まれるスポーツ（体育）の法的根拠にはなり得るが、教育の範疇にとどまらない文化としてのスポーツとは別に考察すべきものとされている。つまり、憲法におけるスポーツ権の法的根拠は、憲法 13 条および憲法 25 条に求めるのが一般的となっている。

3 スポーツ基本法におけるスポーツ権

スポーツ権は人格的要素、健康的要素、文化的要素、教育的要素という複合的要素によって構成されていることが、上記の学説より確認できた。では、実際に日本の法律ではどのように示されているのだろうか。2011（平成 23）年に制定されたスポーツ基本法を見てみよう。

スポーツ基本法は、日本において初めてスポーツ権を定めた法律として歴史的な意義がある。その前文には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると明記され、同法 2 条 1 項においても同様の趣旨が定められている^{*12}。これは同時に、幸福追求権の対象にスポーツが含まれることを根拠づける規定であるともいえる。幸福追求権は新しい人権^{*13}を包括的に保障する根拠とされるため、これらの条文は、スポーツ権を新しい人権として位置づける根拠となり得る重要な規定である。

また、スポーツ基本法の前文には、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神^{かんよう}の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている」と明記されている。これは、権利内容について定めたものではないが、スポーツの価値を人格的要素、健康的要素、文化的要素、教育的要素を含めて網羅的に示している。

ただし、スポーツ基本法におけるスポーツ権は抽象的な規定にとどまっているとされ、スポーツ権の権利主体や保障内容については、個別具体的に明確にする必要があることが指摘されている。

4 国際的な憲章におけるスポーツ権

ここでは、国際的な動向についても触れておきたい。1960年代以降、ヨーロッパ諸国において、**Sport for All (みんなのスポーツ) 運動**が広まってくる。これは、一般市民にスポーツへの参加を広げるための運動である。

その一つの到達点として、1975年3月、ヨーロッパ評議会スポーツ担当大臣会議で、**ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章^{*14}**が採択された。その1条には、「すべての個人は、スポーツに参加する権利をもつ」と定められている。また、1978年11月には、国連教育科学文化機関（UNESCO）の第20回総会で、**体育・スポーツ国際憲章^{*15}**が採択された。その1条は、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と定めている。これらは、スポーツ参加をすべての人の権利であるとしている点で歴史的に重要なものである。

さらに、ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章では、スポーツ振興のための援助は、公的財源からの支出をもってなされなければならないことを規定している。また、体育・スポーツ国際憲章では、体育・スポーツは人格の全面的発達にとって不可欠であり、そのためには十分な施設と設備が必要であるとして、政府等に条件整備の義務を示している。これらはスポーツの権利性について国際的な合意文書で示したものであり、日本国内におけるスポーツ権論やみんなのスポーツ運動にも影響を与えた。

* 14 ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章の基本的な方針を受け継いで、1992年に「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」が制定され、その後、2001年・2021年に改訂されている。

* 15 体育・スポーツ国際憲章
2015年のユネスコ第38回総会において「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」が新たに採択されている。

2 スポーツ振興に関する基本法

日本においては、1961（昭和36）年にスポーツ振興に関する施策の基本を定める法律として「スポーツ振興法」が制定された。同法は、2011（平成23）年に全部改正されることによって「スポーツ基本法」として新たに生まれ変わり、日本におけるスポーツ振興の基本法となっている。

1 スポーツ振興法

(1) スポーツ振興法の制定

日本の行政活動は法令にもとづいて実施されるので、行政がスポーツを振興するためには根拠となる法令が必要になる。では、スポーツ振興の根拠法

令には、これまでにどのようなものがあったのであろうか。

戦後、学校外におけるスポーツ振興の根拠法令となったのは、1949（昭和24）年に制定された**社会教育法**であった。この法律は、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的」としており、「社会教育」の定義に「体育及びレクリエーションの活動を含む」ことが明記されていた。しかし、あくまで社会教育の一部として、体育およびレクリエーションが規定されたにすぎなかった。

その後、国民のスポーツに対する関心や欲求が高まったことや、1964（昭和39）年のオリンピック東京大会の招致が決定的な後押しとなり、1961（昭和36）年6月16日、**スポーツ振興法**が制定された。同法は、日本で初めての「スポーツ」を名称に冠する法律であり、4章に23の条文、附則で構成されていた。

(2) スポーツ振興法の内容

スポーツ振興法は、第1章「総則」の1条で、同法の目的を「スポーツの振興に関する施策の基本を明らかに」することによって、「国民の心身の健全な発達」と「明るく豊かな国民生活の形成」に寄与することと位置づけている^{*16}。また、同法2条では、スポーツを「運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるもの」と定義している^{*17}。社会においてスポーツは多様な目的で実施されるが、スポーツ振興法の対象となるスポーツは、あくまで「心身の健全な発達を図るためにされるもの」でなければならなかったのである。

さらに、同法3条で「施策の方針」を定めているが、同条2項で「この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない」と規定していた^{*18}。ここで、スポーツが限定的に規定される背景には、同法の対象となる「スポーツ」は、税金を投入するほどの公共的な価値が認められなければならないという理由があった。立法当時においては、心身の健全な発達に寄与しないスポーツや営利のためのスポーツ（プロスポーツ）は、振興の対象ではなかったのである。なお、1998（平成10）年の改正で、プロスポーツ選手の競技技術の活用に関する規定が加わった。

そのほか、第1章で「計画の策定」（4条）、第2章で「スポーツの振興のための措置」（5条～17条）、第3章で「スポーツ振興審議会及び体育指導委員」（18条～19条）、第4章で「国の補助等」（20条～23条）について定めている。詳細については割愛するが、これらは訓示的・綱領的な規定が多く、実行性には欠けることが指摘されていた。

*16 スポーツ振興法1条

「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。」

*17 スポーツ振興法2条

「この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」

*18 スポーツ振興法3条

「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、（中略）ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。」

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。」

2 スポーツ基本法

(1) スポーツ基本法の制定

2011（平成23）年、スポーツ振興法が50年を経て全部改正されることによって、**スポーツ基本法**が議員立法として制定された。同法制定の背景としては、時代の変化に合わせてスポーツ振興法を見直す必要があっただけでなく、国家戦略としてスポーツ立国を推進しようという動きがあった。2006（平成18）年ごろからそのような動きが本格化し、当時の遠藤利明文部科学副大臣の私的諮問機関、超党派のスポーツ議員連盟、自民党政務調査会のスポーツ立国調査会や内閣の教育再生会議、文部科学省などでも議論が行われた。その後、政権交代を経ながら、同法は第177回国会において制定された。

スポーツ基本法は、前文、5章に35の条文、附則から構成されている。前文では、スポーツの価値や意義について示すとともに、日本の法律で初めてスポーツ権を明記したことは前述のとおりである^{*19}。

*19 本章第1節(p.14)を参照。

(2) スポーツ基本法の内容

スポーツ基本法は、第1章「総則」の1条で、同法の目的を**表1-1**のように定めている。

表1-1 スポーツ基本法1条

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

*20 スポーツ基本法3条

「国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」

*21 スポーツ基本法4条

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

スポーツ振興法に規定されていた「国民の心身の健全な発達」や「明るく豊かな国民生活の形成」に加えて、「活力ある社会の実現」および「国際社会の調和ある発展」が、その目的に規定されていることが注目される。

この目的を受けて、スポーツ基本法2条では、基本理念として8つの理念を掲げている（**表1-2**）。さらに、同法3条で国の責務^{*20}、同法4条で地方公共団体の責務^{*21}、同法5条でスポーツ団体の責務を定めている^{*22}。スポーツ振興法は行政によるスポーツ振興を図ることを目的に行政主体に関する責務を定めていたのに対して、スポーツ基本法では、私的なスポーツ団体についても法の範囲を拡大している点で性格が異なるとされている。そのほか、第1章では、「国民の参加及び支援の促進」「関係者相互の連携及び協働」

*22 スポーツ基本法5条について、詳しくは、第2章(p.29)を参照。

＊23 スポーツ基本法9条

「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という)を定めなければならない。」

＊24 スポーツ基本法10条

「都道府県及び市町村の教育委員会(中略)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という)を定めるよう努めるものとする。」

＊25 2022(令和4)年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定された。これには、2022(令和4)年から2026(令和8)年度までの5年間に国等が取り組むべき施策や目標等が定められている。とくに総合的かつ計画的に取り組む12の施策として、以下をあげている。①多様な主体におけるスポーツの機会創出、②スポーツ界におけるDXの推進、③国際競技力の向上、④スポーツの国際交流・協力、⑤スポーツによる健康増進、⑥スポーツの成長産業化、⑦スポーツによる地方創生、まちづくり、⑧スポーツを通じた共生社会の実現、⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化、⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材、⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保、⑫スポーツ・インテグリティの確保。

表1-2 スポーツ基本法2条

- スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
 - 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
 - 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
 - 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
 - 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
 - 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
 - 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

「法制上の措置等」が規定されている。

また、スポーツ基本法第2章では、9条で「スポーツ基本計画」^{*23}、10条で「地方スポーツ推進計画」^{*24}について規定している。スポーツ基本計画は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として、文部科学大臣が定めるものとされており、5年ごとに策定されている^{*25}。一方、地方スポーツ推進計画は、地方自治体の長または教育委員会がスポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に応じて定めるように努めるものと示されている。

スポーツ基本法第3章では、「基本的施策」(11条～29条)を「スポーツの推進のための基礎的条件の整備等」「多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備」「競技水準の向上等」の3節で定めている。第4章では「スポーツの推進に係る体制の整備」(30条～32条)、第5章では「国の補助等」(33条～35条)について定めている。

3 スポーツ振興に関するその他の法律

日本のスポーツ政策は、スポーツ庁や独立行政法人日本スポーツ振興センター等によって実施されており、スポーツ振興投票による財源確保も進んできた。

1 文部科学省設置法

これまでスポーツ振興に関する基本法を確認してきたが、スポーツ基本法にもとづいて実際にスポーツ政策を企画・立案、実施、評価するには、それを担う組織が必要である。スポーツ政策の主体として国や地方自治体、スポーツ団体等が想定されるが、ここでは国の行政組織について解説する^{*26}。

(1) 体育局からスポーツ・青少年局へ

戦後、体育・スポーツに関しては、主に**文部省体育局**によって所管されてきた。ただし、当時の文部省設置法には、文部省の任務として体育やスポーツについての言及はなかった。すなわち、体育やスポーツは、文部省の主要な事務ではなく、教育や文化等の一部として扱われていた。また、体育局の所掌事務には、「体育（スポーツを含む）」と規定されており、スポーツは体育に包括される関係にあった。

2001（平成13）年、中央省庁再編によって文部省と科学技術庁が統合され、文部科学省が誕生した。文部科学省設置法では、3条において同省の任務の一部にスポーツの振興が規定され、主要な事務として位置づけられた。これは、スポーツが教育の範疇にとどまらず、独立した行政目的となったことを意味している。他方で、体育局は**スポーツ・青少年局**に名称変更され、スポーツ・青少年局において体育に関する事務も所掌されることになった。すなわち、これによって、体育がスポーツを包括する関係からスポーツが体育を包括する関係へと逆転したのである。「体育行政」から「スポーツ行政」への政策転換を示す象徴的な出来事であった。

(2) スポーツ庁の設置

2015（平成27）年には文部科学省の外局として**スポーツ庁**が設置された。これに伴い、文部科学省の任務は、「スポーツの振興」から、「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改正された。この改正は、スポーツ庁設置の背景とも密接にかかわっている。行政においてスポーツは、スポーツ振興とい

* 26 国の行政組織については、国家行政組織法や各省の設置法等によって規定されている。とくに各省の任務、所掌事務、内部部局等については、各省の設置法やその下位法令に規定されているので、国の行政組織について理解するためにはそれらを参照する必要がある。

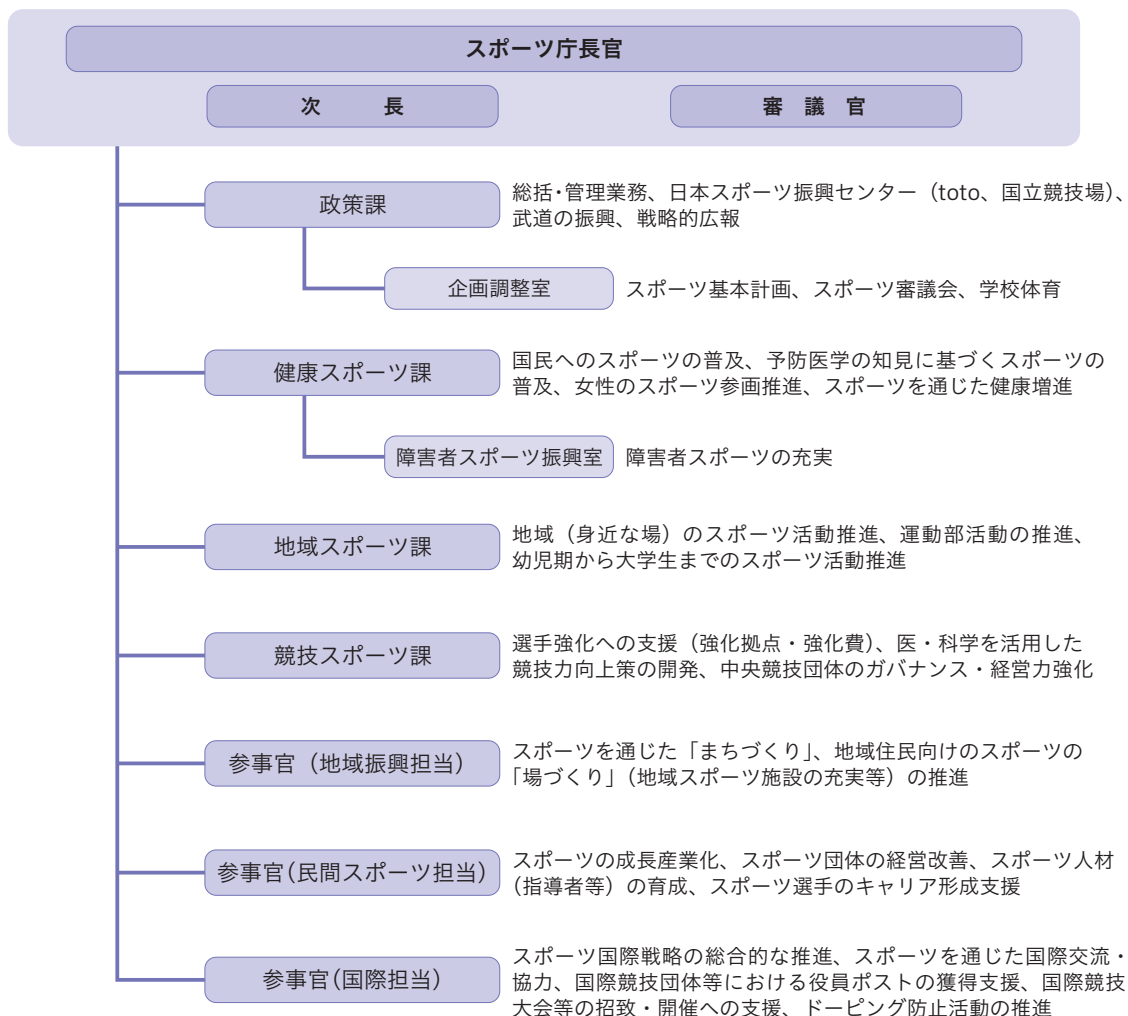
う目的だけではなく、たとえば、健康増進や地域活性化の手段としても利用される。そのため、文部科学省以外の省庁においてもスポーツに関係する施策が実施されることがあるが、これが縦割り行政として批判されてきた。

そこで、スポーツ庁を設置して、各省庁のスポーツ関連施策の司令塔的な機能を果たさせ、総合的なスポーツ行政を推進することになった。この趣旨を反映して、文部科学省の所掌事務には、「スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」や「スポーツに関係する関係行政機関の事務の調整に関すること」などが追加されている。

なお、行政組織の肥大化が抑制されているなかでスポーツ庁を設置した背景には、2011（平成23）年のスポーツ基本法の成立や2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会^{*27}の招致が決定したことがある。またとくに、

*27 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス流行への配慮から、実際は2021年に開催された。しかし、本書では本来の開催年であった2020年で統一している。

図 1-1 スポーツ庁の組織図



出典：スポーツ庁ウェブサイト「組織図」(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/soshiki2/1362177.htm)

スポーツ基本法附則2条^{*28}に、スポーツに関する施策を総合的に推進するために行政組織の在り方を検討することが規定されたことがスポーツ庁の設置を後押しした。

スポーツ庁の組織は、**図1-1**のとおりである。スポーツ庁長官には、初代に鈴木大地^{*29}、2代目に室伏広治^{*30}が就任しており、オリンピックが長官を務めている点も特徴的である。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

国の行政活動は、各省庁だけによって実施されているわけではない。中央省庁再編に伴って発足した独立行政法人もそれらに重要な役割を果たしている^{*31}。スポーツ行政に関連する独立行政法人としては、**独立行政法人日本スポーツ振興センター法**にもとづいて設置されている独立行政法人日本スポーツ振興センターがある。

同センターは、2003（平成15）年に日本体育・学校健康センターより業務を移管して設立され、スポーツの振興および児童生徒等の健康の保持増進を図るためのさまざまな業務を担っている。現在の名称からは想起しにくいですが、歴史的には学校教育に関する業務を担っており、現在も災害共済給付や学校安全支援業務などを行っている。

1990年代以降には、スポーツ振興基金やスポーツ振興投票の収益にもとづくスポーツ振興のための助成業務、ハイパフォーマンススポーツセンター^{*32}を拠点とした国際競技力向上のための研究・支援等に関する業務も行う。近年では、スポーツに関する情報戦略や国際戦略に関する業務、スポーツ・インテグリティ^{*33}の保護・強化に関する業務も担っている。

3 スポーツ振興投票の実施等に関する法律

これまでスポーツ政策の基本を定める法律やスポーツ政策を実施する行政の組織に関する法律などについて説明してきたが、政策を実施するためには、やはり財源は欠かすことができない。ここでは、スポーツ振興の財源確保において重要な役割を果たしている**スポーツ振興投票の実施等に関する法律**について説明する。

スポーツ振興投票とは、「**スポーツくじ**」と呼ばれるものである。当初は、サッカーの試合結果を対象に開始されたが、2020（令和2）年の法改正で

* 28 スポーツ基本法附則2条

「政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

* 29 鈴木大地

1988（昭和63）年オリンピックソウル大会の100m背泳ぎの金メダリスト。

* 30 室伏広治

2004（平成16）年オリンピックアテネ大会のハンマー投げの金メダリスト。

* 31 独立行政法人制度

独立行政法人制度とは、各省庁の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、自律的な運営や業務の効率化などを図ろうとする制度である。

* 32 ハイパフォーマンススポーツセンター

国立スポーツ科学センター（JISS）と味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的にとらえた国際競技力の向上のための組織である。

* 33 スポーツ・インテグリティについては、第7章（p.107）を参照。

バスケットボールも対象とされることとなり、2022（令和4）年から運用が開始されている。

スポーツくじには、自ら試合結果を予想する toto（予想系）とコンピューターが試合結果を選択する BIG（非予想系）の2つのタイプがある。当初は toto のみであったが、売上が低迷したため、2007（平成19）年に BIG が導入された。BIG のほうが当せん金額が高額なため売上を伸ばし、現在では売上金額の8割から9割を占めている。

スポーツくじの売り上げは、50%が当せん払戻金となり、経費と特定業務への繰入額（特定金額）を除いたものが収益となる。特定金額は売上金額の10%が上限とされており、国際競技大会のための施設整備等にあてられている。特定金額は、かつては5%が上限であったが、新国立競技場の整備のための財源確保を背景に、2016（平成28）年の法改正で2023（令和5）年までの特例として上限が引き上げられた。収益は、4分の3がスポーツ振興のための助成金に、4分の1が国庫納付金になっている。

また、スポーツくじの収益をもとにしたスポーツ振興助成の交付は、2022（令和4）年度の採択件数が1,725件、助成金額が159億6,423万7,000円となっている⁴⁾。具体的な助成事業には、大規模スポーツ施設の整備助成や地域スポーツ施設の整備助成、総合型地域スポーツクラブの活動助成、地方公共団体のスポーツ活動助成、スポーツ団体のスポーツ活動助成、国際競技大会の開催助成、将来性を有する競技者の発掘および育成活動の助成、優秀な選手・指導者への個人助成への充たがある。

引用文献

- 1) 高橋和之ほか編『法律学小辞典【第5版】』有斐閣 2016年 p.497
- 2) 同上書 p.604
- 3) 同上書 p.586
- 4) 日本スポーツ振興センター「令和5年度 スポーツ振興事業助成ガイド」2022年 p.28

参考文献

- ・ 平塚卓也「文部省設置法及び文部科学省設置法における『体育』及び『スポーツ』規定の歴史的変化に関する一考察」『体育・スポーツ政策研究』第29巻1号 2020年 pp.23-34
- ・ 日本スポーツ法学会編『詳解スポーツ基本法』成文堂 2011年
- ・ 日本スポーツ法学会監修『標準テキスト スポーツ法学【第3版】』エイデル研究所 2020年
- ・ 小笠原 正監修『導入対話によるスポーツ法学』不磨書房 2005年

学びの確認

1. ()に入る言葉を考えてみよう。

- ① スポーツ権の法的根拠は、憲法13条の()権と憲法25条の()権に求めるのが一般的である。
- ② 1960年代以降、ヨーロッパ諸国において、一般市民のスポーツ参加を広げるために()運動が広がった。
- ③ 1961年制定の()法は、日本で初めてスポーツの名称を冠した法律である。
- ④ 2011年制定の()法は、スポーツに関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにしている。
- ⑤ 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として、()を策定している。
- ⑥ 2015年、スポーツ関連の施策を総合的に推進するために()が、文部科学省の外局に設置された。
- ⑦ 国のスポーツ行政は、各省庁だけではなく、独立行政法人()によっても担われている。
- ⑧ スポーツ振興の財源を確保するために、()が導入された。

2. なぜ、スポーツ振興に対して税金が投入されるのだろうか。自身の考えを述べてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

スポーツの価値をめぐって

本章では、スポーツについて、スポーツ振興というスポーツ活動を促進する観点から法との関係を見てきた。しかし、歴史的にはスポーツが規制の対象となっていた時代も存在する。たとえば、イギリスではフットボールが禁止されていた時期があることは有名な話ではないだろうか。当時の階級社会においてあるべき規範から逸脱した行為としてとらえられ、規制の対象となっていたのである。また、スポーツ政策の不存在といわれた時代もある。スポーツは私的で自由な活動としてとらえられ、国家が介入する余地のないものとされていたのである。

このような歴史をふまえれば、ある時代、ある社会におけるスポーツの価値やスポーツに対する人々の認識というのは、やはり重要なことであろう。現在の日本では公的にスポーツ振興施策が推進されているが、今後もそれが続けられることが保障されるものではない。もしスポーツ活動における暴力やハラスメント、差別等を放置していたら、人々はスポーツを価値あるものとして認識するであろうか。あるいは、もしスポーツ団体において不正経理など法令に違反する行為が行われていたら、人々はそこに自らが収めた税金が投入されることをどのように思うだろうか。スポーツに対して、公的に振興するほどのものではないと思うかもしれないし、規制の対象にしようとする可能性すらあるだろう。

ところで、現場のスポーツ関係者にとってみれば、スポーツ振興のためにどのような法を整備をするのかについては、立法の問題として関心の^{うちが}外かもしれない。しかし、公的にスポーツを振興するためには、立法の問題以前に、人々にとってスポーツが公的に価値あるものとして認識されていなければならない。法律は、あくまで人々の価値認識を映しているにすぎない。

このように考えれば、現場のスポーツ関係者にとっても、スポーツ法に対する基本的な理解

は欠かすことができない。スポーツ関係者には、その時々の人々のスポーツに対する価値認識をスポーツ法から読み取ることが求められる。それとともに、昨今さかんにいわれているように、スポーツ・インテグリティ（価値ある高潔な状態）を確保するように努めなければならない。スポーツ関係者が、スポーツの公的な価値を高めるように活動するという不断の努力が、権利としてのスポーツを保障することになるだろう。さらには、立法としてスポーツ権をさらに具体化し、社会権として国に対して作為を求めることができる段階へと発展していくことにつながっていくのではないだろうか。

他方で、スポーツの価値をどのように主張するかということも重要な問題である。これは、「スポーツ手段論」と「スポーツ目的論」の議論とも関係することである。たとえば、スポーツは、健康増進や経済活性化に寄与するからスポーツを振興すべきであるという主張がある。これは、健康増進や経済活性化という目的のための手段としてスポーツの有用性を主張する議論であり、「スポーツ手段論」と呼ばれる。他方で、なにかの手段としてではなく、スポーツをする、みる、ささえることそれ自体に価値があるからスポーツを振興すべきという議論もある。これは、スポーツそれ自体が目的であり、「スポーツ目的論」と呼ばれる。

すでに社会的な合意を獲得している価値を実現する手段としてスポーツの有用性を主張すれば、スポーツ振興に対する合意を獲得しやすいだろう。しかし、それをもってスポーツの価値が認められたといえるのだろうか。ある価値を実現する手段としてスポーツより適切なものがあつたら、あるいは、その価値に対する社会的な合意が崩壊したら、そのときにスポーツはどうなるだろう。スポーツ関係者に求められることは、スポーツそれ自体の価値を高め、主張することではないだろうか。